

宮保幼第560号
令和3年8月27日

施設長 各位
(保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業)

宮崎市長 戸敷 正
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う保育所・幼稚園等の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組みについて、ご尽力いただき、感謝申し上げます。
本市を中心とした県内における新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、令和3年8月27日(金)から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用となりました。
つきましては、令和3年8月11日付宮保幼第494号「宮崎県独自の「緊急事態宣言」発令に伴う保育所・幼稚園等の対応について」にて、お願いしておりました、保育所等への登園自粛の協力のお願いについて、9月12日(日)まで期間を延長することとします。
なお、各施設におかれましては、保育が必要な家庭につきましては、引き続き保育を提供していただくとともに、登園自粛を強制することがないよう、お願いいたします。

記

1. 登園自粛をお願いする期間：令和3年8月5日(木) ～ 9月12日(日)
※終期の変更がある場合は、改めて通知します。
2. 保育料について：期間内に登園自粛に協力いただいた場合は、
日数に応じて保育料を減免します。

(留意事項)

今回の通知は、登園自粛を強制するものではなく、お仕事が休みの場合など、家庭で保育が可能な場合に、協力をお願いするものになります。各施設におかれましては、保護者、園児に対し、家庭での保育を強制することが無いよう、お願いいたします。

(参考情報)

宮崎市HP：『【新型コロナウイルス感染症対策】保育所・幼稚園・認定こども園等における対応について』

URL：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/nursery/221664.html>

宮崎県HP：『「まん延防止等重点措置」について』

URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kansensho-taisaku/covid-19/kenmin/20210206183202.html>